



2025 年 12 月 2 日

三島信用金庫

各種健康保険証の本人確認書類としての取り扱いについて

記

平素より三島信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法令等の改正により、既に交付されている各種健康保険証は 2025 年 12 月 2 日以降、本人確認書類としてご使用いただけなくなりますのでご注意ください。

※既に交付されている各種健康保険の「資格確認書」は、引き続き各種健康保険証の代わりとしてご使用いただけます。

当金庫ホームページは現在情報更新作業を進めております。誠に恐れ入りますが、それまでの間一部の情報が上記と異なる場合がございますので、ご注意ください。

以 上

【本件に関するお問い合わせ】三島信用金庫 お客様相談窓口

フリーダイヤル 0120-775-501

受付時間 9:00～17:00(土日祝除く)